

防犯対策商品の設置後もご安心いただける！

## 侵入盗被害見舞金給付

取付施工後2年間

建物・家財見舞金 最大 30万円



**【対象商品】** 防犯フィルム / 防犯ガラス / デジタル ドアロック / セキュリティ ライト・カメラ・センサ  
当社対象商品を取り付けていただいたお客様に対して、侵入盗被害見舞金を給付いたします。

**【対象期間】** 取付日の翌日から2年間  
期間終了後も継続可能(有償:2年間4,800円)です。 ご相談下さい。

**【対象家財】** 家財等には…例えばこのようなものも含まれます



第三者の行為に起因して、購入者様が居住・使用する建物もしくはその一部が損壊した場合、または建物内の家財等が盗難に遭った場合、もしくは損壊した場合。

上記以外の動産・動植物、美術品・骨董品などは対象に含まれません。

**《書類の提出》** 見舞金の給付請求される時は、所定の書類および被害届・証明書類などが必要となります。

\*\*\*\*\* 詳細・契約条項は裏面の給付規程を必ずご覧下さい \*\*\*\*\*

### 侵入盗被害見舞金給付登録証

侵入盗被害見舞金を給付にかかわる対象商品の購入に当たり、下記の通り登録をいたします。

お名前 \_\_\_\_\_ 様

ご住所 \_\_\_\_\_

対象商品 防犯フィルム 『アーマコート 14Mil Clear HC』

施工日 2018 年 月 日

対象期間 2018 年 月 日 ~ 2020 年 月 日

【ご契約窓口】

【侵入盗被害見舞金給付取扱店】

株式会社

有限会社コパン

\_\_\_\_\_ 店 \_\_\_\_\_ 様扱い

東京都文京区関口1-16-1-103

03-3266-7739

**COPAINE**

# 侵入盗被害見舞金給付規程

## (補償の概要)

第1条 有限会社コパン（以下「当社」とします。）は、当社対象製品を購入されたお客（以下「購入者様」とします。）が対象期間内において、侵入盗被害等に遭われた場合に、購入者様に対して見舞金を給付いたします。

## (用語の定義)

第2条 本規程において、用語の定義はそれぞれ以下のとおりです。

(1) 「当社対象商品」 以下のものをいいます。

【防犯フィルム】 アーマコート 16MIL・14MIL・8MIL、3MスーパーレイヤーULTRA2200、凹凸用 KG-400、他

【防犯ガラス】 日本板硝子 セキュオ 30・60・SP、他

【セキュリティライト】 オプテクス LA-10PRO、TOEX SSR-1型・2型、他

【セキュリティカメラ】 オプテクス DC-IB320CS、VC-100J、他

【セキュリティセンサ】 オプテクス S-TD5、S-RS5、TOEX エリアガード、三協立山アルミ 庭用心、他

(2) 「対象期間」

サービス対象製品購入時に専用顧客名簿に登録された日の翌日から2年間（保証書を発行致します。）

(3) 「家財等」

建物内の家財・什器備品一式とし、貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、貴金属、宝石などを含みます。

ただし、自動車、原動機付自転車、ヨット、モーターボート、ボート、動物、植物、美術品、骨とう品、勲章、き草、稿本、証書、設計書、ひな型などは含みません。

## (見舞金の種類)

第3条 見舞金の種類は、以下のとおりとします。

建物・家財損害見舞金

## (建物・家財損害見舞金)

第4条 第三者の行為に起因して、購入者様が居住・使用する建物もしくはその一部が損壊した場合、またはその建物内の家財等が盗難に遭った場合もしくは損壊した場合に、その盗難被害額（時価額）または損壊箇所の修理費用に対して30万円を限度として見舞金を給付いたします。

## (見舞金をお支払いしない場合)

第5条 次の各号の事由によって生じた侵入盗被害等に対しては見舞金を給付しません。

①購入者様の故意、重過失、犯罪行為、自殺行為、闘争行為

②戦争その他の変乱

③地震、噴火またはこれらによる津波

④核燃料物質もしくは核燃料物質に汚染された物の放射性、爆発性その他有害な特性

⑤上記以外の放射線照射または放射能汚染

## (書類の提出)

第6条 購入者様が本規程の定めるところに従って見舞金の給付を請求されるときは、以下に定める所定の書類に必要事項を記入して、当社にご提出頂くものとします。

- ・当社の定める事故報告書
- ・警察へ被害届を提出したことを証明する書類
- ・公的機関が発行する罹災証明書
- ・損壊した建物および家財等の修理見積書
- ・盗難に遭った家財等の被害額を証明する書類

## (保険会社との契約)

第7条 前条に定める見舞金等の給付を確実にを行うため、その保全措置として、当社は見舞金のすべてまたはその一部について、東京海上日動火災保険会社と保険契約を締結することがあります。

## (他の補償制度との関係)

第8条 本規程による見舞金の給付は、他の補償制度、保険等からの給付とは無関係に行うものとします。